

## 第 5 回 実定法解釈論 1 ——家族と法

### 1. 家族法とは

- ・ 民法は、総則（第 1 編）、物権（第 2 編）、債権（第 3 編）、親族（第 4 編）、相続（第 5 編）の 5 編により構成される市民生活の基礎法である。
- ・ 家族法とは、家族関係を規律する法をいう。

### 2. 親族法

- ・ 親族とは、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族をいう（725 条）。親等とは、親族関係の親疎遠近を測るための尺度である。血族には、自然血族と法定血族、直系血族と傍系血族とがある。
- ・ 婚姻の成立の実質的要件としては、(1) 婚姻適齢であること（731 条）、(2) 重婚でないこと（732 条）、(3)（女性の再婚の場合）前婚解消後 100 日を経ていること、または前婚解消時に懐胎していない場合または解消後に出産した場合（733 条）、(4) 近親婚でないこと（734-736 条）、(5)（未成年者の婚姻の場合）父母またはいずれか一方の同意があること（737 条）の 5 点があり、また、形式的要件としては、一定の形式を備えた戸籍上の届出をすることが挙げられる（739 条、法律婚主義）。婚姻の届出のない擬似夫婦関係を内縁という。
- ・ 婚姻の効果としては、(1) 氏の決定（750 条）、(2) 同居・協力・扶助義務（752 条）、(3)（未成年者の場合）成年擬制（753 条）などが生ずる。
- ・ 離婚とは、婚姻関係の解消をいう。わが国の民法は、離婚として、協議離婚（763 条）と裁判離婚（770 条）とを認める。
- ・ 離婚の訴えをするには、(1) 配偶者の不貞な行為、(2) 配偶者の悪意の遺棄、(3) 配偶者の生死が 3 年以上不明であること、(4) 配偶者が強い精神病にかかり回復の見込みがないこと、(5) その他婚姻を継続しがたい重大な事由があることが必要である（770 条）。
- ・ 有責配偶者からの離婚請求については、最高裁判所は、別居期間が相当長期間に及び、未成熟の子がいない場合で、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的にきわめて過酷な状態になるなど特段の事情がない限り、許されると判示している（最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 卷 6 号 1423 頁）。
- ・ 父母が離婚する場合は、子の監護をすべき者などを、父母の協議で決める（協議が整わない場合には、家庭裁判所がこれを決める、766 条）。

親等表

